

指名停止措置一覧

令和8年4月29日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
コンサル	524	(株)中央技術コンサル タツ石巻事務所	令和7年8月19日～ 令和8年8月18日	<p>【指名停止要件】 競売入札妨害又は刑法談合</p> <p>【指名停止理由】 当該業者の東北支店長は、令和5年7月19日に実施された気仙沼市発注の道路設計業務の一般競争入札において、事前に同市職員から入札情報に関する情報を受け取り、最低制限価格に近い価格で不正に受注したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕されたもの。</p>
工事	1334	新明和工業(株) 流体事業部 営業本部東北支店	令和7年11月5日～ 令和8年5月4日	<p>【指名停止要件】 独占禁止法違反行為</p> <p>【指名停止理由】 当該業者は、他社1社と共同して、特定特装车製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装车製品の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年9月24日付け公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する業者として公表されたもの。</p>
コンサル	3185	大日コンサルタント (株)仙台事務所	令和8年4月29日～ 令和8年6月28日	<p>【指名停止要件】 独占禁止法違反行為</p> <p>【指名停止理由】 当該業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関する入札等において、当該業者らを含む6者で共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう見積価格の調整を行うことにより、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年12月19日付で公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する事業者として公表されたもの。</p>
	3254	(株)トーニチコンサル タント東北事務所		
工事	153	高橋建工	令和8年4月29日～ 令和8年5月28日	<p>【指名停止要件】 過失による粗雑工事</p> <p>【指名停止理由】 当該業者は、石巻地方広域水道企業団が発注した「改良工事建第7号泉町四丁目4号線ほか配水管布設替工事」の施工において、安全管理、品質管理、写真管理に不備が多く、主任技術者としての職務が遂行されていないことにより、完成検査で工事成績考査点が53点で評価がやや劣るとされたもの。</p>
工事	75	(株)旭東	令和8年4月29日～ 令和8年5月28日	<p>【指名停止要件】 過失による粗雑工事</p> <p>【指名停止理由】 当該業者は、石巻地方広域水道企業団が発注した「改良工事建第17号真野内原配水管布設工事(その2)」の施工において、安全管理、出来形管理、写真管理に不備が多いほか、一部路線の開削工においても設計図書で示す掘削幅を確保せずに施工したことにより、完成検査で工事成績考査点が50点で評価がやや劣るとされたもの。</p>